

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案及び特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令について

平成28年1月19日

特 許 庁

I. 政令の趣旨

特許法等の一部を改正する法律（平成27年法律第55号。以下「平成27年改正法」という。）の施行に伴い、特許法施行令（昭和35年政令第16号）等の関係政令について所要の改正を行う。

II. 政令の概要

1. 特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

改正法附則第一条に基づく施行期日を、平成28年4月1日とする。

2. 特許法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令

(1) 特許法条約への加入に向けた措置について

①在在外者による直接手続を許容する旨の規定の整備について（特許法施行令）

特許法条約を適切に実施するため、特許出願や特許の存続のための料金の支払手続といった当該条約に規定される所定の手続については、在外者であっても特許管理人によらず直接に手続をすることができる旨の規定を新たに設ける。

②手続期間の救済規定の整備について（特許登録令（実用新案登録令、意匠登録令、商標登録令において準用））

特許法条約を適切に実施するため、登録の申請の手続に必要な書面の提出について特許庁長官が指定した期間を、当該期間内又は期間後において延長することができる旨の規定を新たに設ける。

③手続の補正及び意見を述べる機会の付与に係る規定の整備について（特許登録令（実用新案登録令、意匠登録令、商標登録令において準用））

特許法条約に基づく規則を適切に実施するため、要件を満たさなかった申請に対する手続の補正及び意見を述べる機会の付与に係る規定を整備する。

④弁理士又は特許業務法人でない者がその作成を業とすることができない書類の追加

について（弁理士法施行令）

特許法第38条の4第3項が平成27年改正法により新設され、特許出願の際、明細書又は図面の一部の記載が欠けている場合にその補完をするための書類として「明細書等補完書」が新たに設けられたことに伴い、弁理士法第75条において政令委任されている弁理士又は特許業務法人でない者がその作成を業とすることができない書類に、「明細書等補完書（明細書について補完をするものに限る。）」を追加する。

（2）特許出願料等の見直しについて

①特許出願料等の引下げについて（特許法等関係手数料令）

平成27年改正法により、特許料等の10%程度の料金引下げを行ったところ、特許の出願料についても、同程度の料金引下げを行う。

②先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願について（特許法等関係手数料令）

特許法第38条の3第1項が平成27年改正法により新設されたことに伴い、先の特許出願を参照すべき旨を主張する方法による特許出願について明細書等を提出する者が納付すべき手数料を新たに規定する。

③特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合の期間延長請求に係る手数料について（特許法等関係手数料令）

特許法第5条第3項及び商標法第9条第3項等が平成27年改正法により新設されたことに伴い、特許庁長官等により指定された手続期間を経過した場合の期間延長請求をする者が納付すべき手数料について新たに規定する。

④国際出願に係る手数料等の見直しについて（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令）

平成27年改正法において、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第18条に規定されている特許庁が国際調査をする国際出願をする者に係る手数料等について、日本語と外国語の別に手数料を定める体系へと改め、それぞれ実際の手数料は、法律に定める金額の範囲内において政令で定めることとされた。これに伴い、具体的な手数料額を規定する。

（3）その他

①産業構造審議会令の一部改正について（産業構造審議会令）

産業構造審議会の各分科会の具体的な所掌事務は、経済産業省設置法第7条第2項の委任に基づき、産業構造審議会令で規定しているところ、平成27年改正法で特許法第35条第6項が新設されたことに伴い、知的財産分科会の所掌事務に同項に基づく意見聴取に関する付議事項を追加する整備を行う。